

大阪市天王寺区役所広告取扱要綱

制定 平成 25 年 12 月 16 日
直近改正 令和 7 年 4 月 1 日

(目的)

第1条 この要綱は、大阪市行政財産広告取扱規則第4条及び大阪市広告掲載要綱第5条の規定に基づき、大阪市が所有し、又は管理する天王寺区内の施設等に掲出する広告の取扱いについて必要な事項を定めるものとする。

(広告の掲出場所等)

第2条 広告の掲出場所等は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 地方自治法第238条に規定する公有財産
- (2) 地方自治法第239条に規定する物品
- (3) 広報紙その他区が発行する広報印刷物
- (4) 区のホームページ
- (5) その他区長が広告の掲出場所等として適当と認めるもの

2 広告の掲出場所等は、別表のとおりとする。

(指定広告取扱事業者)

第3条 区長は、相当程度の資力、信用及び経験を有する広告代理店を、指定広告取扱事業者（以下、「指定事業者」という。）に指定することができる。

(広告掲出の申込み)

第4条 次の各号の要件をすべて満たす法人または個人に限り、広告の掲出を申し込むことができる。

- (1) 成年被後見人及び被保佐人並びに破産者で復権を得ない者でないこと
 - (2) 地方税の滞納がないこと
- 2 広告掲出希望者は、原則として契約等の締結その他広告掲出に係る事務手続きを代行する指定事業者又は大阪市広告事業協力広告代理店（以下、「申込者」という。）に申し込むこととし、申し込みを受けた申込者は広告掲出申込書（第1号様式）を区長に提出しなければならない。
- 3 区長が必要と認める場合には、広告掲出希望者を制限することがある。

(広告枠の決定)

第5条 広告掲載希望者が、広告の募集枠数を超えたときは、抽選により決定する。

ただし、掲出する広告は、公的機関に関するもの（本市関連団体を除く。）及び私企業等のうち公共性の高いものを優先的に取り扱う。

(広告掲出の審査及び承認)

第6条 区長は、第4条の規定による申込みを受けたときは、必要な事項を審査し、その掲出の可否を決定する。

- 2 掲出する広告の可否について疑義が生じた場合、大阪市天王寺区役所広告審査委員会（以下、「審査会」という。）を設け、審査を付託する。
- 3 審査会の委員長は副区長を、委員は企画総務課長、企画総務課長代理、事業戦略担当課長、教育文化担当課長をもって充てる。
- 4 第1項及び第2項の規定により広告の掲出を承認したときは、申込者に対し広告掲出決定通知書（第2号様式）を交付しなければならない。

(会議)

第7条 審査会の会議は、区長からの付託にもとづき委員長が招集する。

- 2 審査会の会議は、委員長がその議長となる。
- 3 審査会の会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。
- 4 審査会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。
- 5 委員長は、広告掲載を行うそれぞれの広告媒体を所管する課長を審査会に出席させ、その意見又は説明を求めるものとする
- 6 委員長は、必要があると認めたときは、審査会の会議に関係者の出席を求め、その意見又は説明を聞くことができる。
- 7 審査会の庶務は、天王寺区役所企画総務課において処理する。

(広告の掲出基準)

第8条 次の各号の1に該当する広告の掲出は、これを承認しない。

- (1) 法令等に反するもの
 - (2) 公の秩序又は善良の風俗に反するもの
 - (3) 人権侵害となるもの
 - (4) 政治性のあるもの
 - (5) 宗教性のあるもの
 - (6) 社会問題についての主義主張
 - (7) 個人又は法人の名刺広告
 - (8) 良好的な景観又は風致を害するもの
 - (9) 当該広告事業の内容を、市が推奨しているかのような誤解を与えるもの
 - (10) 公衆に不快の念または危害を与えるもの
 - (11) 社会問題を起こしている業種や事業者を広告するもの
 - (12) 区の広告事業の円滑な運営に支障をきたすもの
 - (13) 消費者被害の未然予防及び拡大防止の観点から適切でないもの
 - (14) 青少年保護及び健全育成の観点から適切でないもの
 - (15) 区の業務上支障のあるもの
 - (16) その他広告掲載を行う広告として区長が不適当であると認めるもの
- 2 前項各号に定めるもののほか、掲出できない広告は別に定める。

(広告の作成)

第9条 広告は、申込者の責任及び負担で作成するものとする。

(掲出にかかる手続き)

第10条 行政財産の目的外使用許可の必要な広告については、所定の許可申請書により、申込者が申請を行うものとする。

天王寺区役所の施設を活用して掲出する広告については、広告掲出許可申請書（第3号様式）により行うものとし、広告掲出を許可したときは、申込者に広告掲出許可書（第4号様式）により通知する。

2 屋外広告物について、必要となる屋外広告物許可、道路占用許可等にかかる諸手続きは、申込者が行うものとする。

(掲出期間の計算等)

第11条 広告の掲出期間の計算は、次に定めるところによる。

- (1) 広告の掲出期間は、広告掲出の日から起算する。ただし、区長が必要と認めるときは、起算日を指定することがある。
- (2) 月をもって期間を計算する場合は、暦に従う。
- (3) 前号の場合において、月の初めから期間を計算しないときは、その期間は、最後の月においてその起算日に応当する日の前日（最後の月にその応当する日がないときは、その月の末日）に満了する。ただし、その日が閉庁日の場合は、直前の開庁日をもって1月が満了するものとする。

(広告料の納入)

第12条 広告料は別に定める。

- 2 広告の掲出期間の初日が月の初日でないとき又は広告の掲出期間の満了日が月の末日でないときの当該月の広告料は、日割計算により算定する。
ただし、日割計算により算定できる広告は別に定める。
- 3 広告の掲出について承認を受けた者（以下、「掲出者」という。）は、広告料を前納しなければならない。ただし、区長が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。
- 4 大阪市広告事業協力広告代理店制度要綱第12条の規定により、大阪市広告事業協力広告代理店が納付する広告料は、区が規定する広告料の額から、区が別に定める料率により算定した額を控除した額とする。

(広告料の減免)

第13条 公益に関するものその他区長が特別の事由があると認めるものについては、これを減免することができる。

(広告料の還付)

第14条 既納の広告料は、次の各号に掲げる場合を除き、還付しない。

- (1) 第17条第12号の規定により承認を取り消したとき
- (2) 第18条の規定による掲出期間の延長ができないとき

2 前項各号に掲げる場合の還付額は、広告掲出前にあっては既納料金の全額とし、広告掲出後にあっては既納料金から掲出日数に日割額を乗じて得た額を差し引いた残額とする。

(広告内容等の修正)

第 15 条 区長は、広告の内容、デザイン等が各種法令等又はこの要綱及び大阪市天王寺区役所広告取扱要領に違反し、あるいはそのおそれがあると判断したときは、掲出者に対して広告の内容等の修正を求めることができる。

(広告内容等の変更)

第 16 条 広告掲出者は、広告掲出の許可を受けた事項を変更しようとするときは、変更の日の 10 日前（大阪市の休日を定める条例第 1 条に規定する本市の休日は算入しない。）までに所管担当に協議するものとする。

2 区ホームページに掲出する掲出者は、広告のリンク先を変更するときは、変更の日の 10 日前（大阪市の休日を定める条例第 1 条に規定する本市の休日は算入しない。）までに所管担当に連絡するものとする。

(承認の取消し等)

第 17 条 区長は、次の各号の 1 に該当するときは、広告掲出の承認を取り消すことがある。

また、広告の掲出期間中であっても、その掲出の承認を取り消し、又は広告を撤去することがある。

- (1) 指定した期日までに第 10 条に規定する掲出にかかる手続きを行わなかったとき
- (2) 指定した期日までに広告料を納入しないとき
- (3) 第 15 条の規定による広告内容の修正を行わないとき
- (4) 指定する期日までに広告の提出がないとき
- (5) 承認したものと異なる広告を掲出したとき
- (6) 第 20 条に規定する広告の取替え又は補充をしないとき
- (7) 大阪市天王寺区役所広告取扱要領第 2 条又は第 3 条のいずれかに該当すると判明したとき
- (8) 掲出者が承認の取消しを申し出た時
- (9) 広告掲出の承認後に発生した事由により、当該広告掲出を継続することが不適当となったとき
- (10) 本市の名誉または信用を失墜し、業務を妨害し、もしくは事務を停滞させるような行為があつたとき
- (11) 倒産、破産等により広告を掲載する必要がなくなったとき。または社会的信用を著しく損なうような不祥事を起こしたとき
- (12) 区の業務上やむを得ないときその他特に必要と認めるとき

(掲出期間の延長)

第 18 条 区長は、次の各号の 1 に該当するときは、広告の掲出ができなかつた期間に相当する日数に限り掲出期間を延長することができる。

- (1) 前条第 12 号の規定により掲出中の広告を一時撤去したとき

- (2) 天災事変その他やむを得ない事由により広告の掲出を一時中止したとき
- (3) その他区長が特に必要と認めたとき

(広告の掲出及び撤去)

第 19 条 広告の掲出及び撤去は、掲出者が行うものとする。ただし、区長が指定するものについては、この限りでない。

- 2 掲出者が広告を撤去した後、区長が掲出場所の原状回復の必要があると認めたときは、掲出者はこれを行わなければならない。

(広告の取替え又は補充)

第 20 条 掲出中の広告が、汚損、破損、滅失その他の事由で取替え又は補充を要すると認められるときは、掲出者は直ちにその措置をとらなければならない。

(広告掲出の取下げ)

第 21 条 掲出者は自己の都合により広告の掲載を取り下げることができる。

- 2 前項の規定により広告掲載を取下げるときは、掲出者は書面により申し出なければならない。
- 3 第 1 項の規定により広告掲載を取下げた場合は、既納の広告料は還付しない。

(権利譲渡の禁止)

第 22 条 掲出者は、第 6 条の規定により承認を得た広告掲出に関する権利を他に譲渡することができない。

(掲出者の責務)

第 23 条 掲出者は、広告の内容等、掲出された広告に関する一切の責任を負うものとする。

- 2 第三者から、広告に関連して損害を被った旨の賠償請求がなされた場合は、掲出者の責任及び負担において解決することとする。

(施行細目)

第 24 条 この要綱の施行について必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成 25 年 12 月 16 日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、平成 27 年 6 月 1 日から施行する。
- 2 大阪市天王寺区役所広告審査委員会設置要綱は、廃止する。

附 則

この要綱は、平成 27 年 12 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 28 年 6 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 29 年 1 月 16 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

1 この要綱は、平成 31 年 1 月 1 日から施行する。

2 第 2 条第 2 項別表及び第 11 条第 1 項の 1 の項番 16 に規定する広報紙広告欄・最終面について、平成 31 年 4 月 1 日発行（平成 31 年 4 月号）から適用する。

附 則

1 この要綱は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

1 この要綱は、令和 3 年 9 月 1 日から施行する。

附 則

1 この要綱は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

1 この要綱は、令和 4 年 6 月 1 日から施行する。

附 則

1 この要綱は、令和 4 年 9 月 1 日から施行する。

附 則

1 この要綱は、令和 4 年 12 月 1 日から施行する。

附 則

1 この要綱は、令和 5 年 5 月 1 日から施行する。

附 則

1 この要綱は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

1 この要綱は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

大阪市天王寺区役所広告掲出申込書

令和 年 月 日

大阪市天王寺区長 様

所 在 地

商 号

代表者氏名

担当者名

電話番号

F A X

E-mail

次のとおり、広告の掲出を申し込みます。

記

1 広告の掲出場所・枠数

2 掲出期間

3 広告料

4 広告原稿

※裏面もご記入ください

5. 確認事項

確認されましたら、□にチェックを入れて下さい。

□今回申込の広告について大阪市天王寺区役所広告取扱要領にそった内容であることを確認しました。また今回の広告主は大阪市天王寺区役所広告取扱要綱にかかる事項をすべて遵守しています。

また、今回掲出の広告主について、次に掲げる要件をすべて満たしています。

□(1) 成年被後見人及び被保佐人並びに破産者で復権を得ない者でないこと。

□(2) 地方税の滞納がないこと。

□(3) 暴力団員又は大阪市暴力団排除条例施行規則第3条各号に掲げる者のいずれにも該当しないこと。

注意　・暴力団排除のため個人情報を警察に照会することがあります。

・暴力団排除のため団体の役員名簿等の提出を求めることがあります。

・上記に掲げる者に該当する者と大阪市が大阪府警察本部から通報を受け、又は大阪市の調査により判明した場合は、大阪市が大阪市暴力団排除条例及び大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づき、大阪市ホームページ等において、その旨を公表することがあります。

第2号様式（第6条関係）

大天企總第　号
年　月　日
様

大阪市天王寺区長 ○○ ○○
(担当：企画総務課)

大阪市天王寺区役所広告掲出決定通知書

年　月　日付けで、申込みがありました広告の掲載について、次のとおり決定したので通知します。

記

1 決定区分

- 掲出する
 掲出しない
〔 理由 〕

2 広告の掲出場所・枠数

3 掲出期間

年　月　日から 年　月　日まで

4 広告料

金　　円（税込）

5 その他

- (1) 広報紙の広告原稿については工程表に決められている締切日を厳守してください。
- (2) 広報紙等の紙媒体に掲載する広告原稿は、イラストレーター（Windows版IllustratorCS6で対応可能なものの10MB以下）で作成した完全データ（文字はアウトライン化）で入稿してください。当区でのデータ修正は行いません。
- (3) 広告原稿の校正は、締切日の翌営業日に送付する画像データにより広告取扱事業者の責任で行ってください。
- (4) 事業内容等広告掲出の許可を受けた事項を変更するときは、天王寺区広告取扱要綱第16条に定める手続きに従ってください。

【担当】

大阪市天王寺区役所 企画総務課経理グループ
〒543-8501 大阪市天王寺区真法院町20番33号
電話：06-6774-9898 FAX：06-6772-4904

第3号様式（第10条関係）

大阪市天王寺区役所広告掲出許可申請書

年　月　日

大 阪 市 長 様

(申請者)

所 在 地

商 号

代表者氏名

担当者名

電話番号

F A X

E-mail

次のとおり、貴市の行政財産を広告掲出のため使用したいので、許可くださるよう申請します。

記

1 名 称

2 所 在 地

3 使用面積又は数量

4 広告掲出の期間

年 月 日から年 月 日

5 添付資料

- ①位置図 ②広告原稿 ③その他市長が必要と認める資料

※裏面もご記入ください

第3号様式（第10条関係）

6. 確認事項

確認されましたら、□にチェックを入れて下さい。

□今回申込の広告について大阪市天王寺区役所広告取扱要領にそった内容であることを確認しました。また今回の広告主は大阪市天王寺区役所広告取扱要綱にかかる事項をすべて遵守しています。

また、今回掲出の広告主について、次に掲げる要件をすべて満たしています。

□(1) 成年被後見人及び被保佐人並びに破産者で復権を得ない者でないこと。

□(2) 地方税の滞納がないこと。

□(3) 暴力団員又は大阪市暴力団排除条例施行規則第3条各号に掲げる者のいづれにも該当しないこと。

注意

- ・暴力団排除のため個人情報を警察に照会することがあります。

- ・暴力団排除のため団体の役員名簿等の提出を求めることがあります。

- ・上記に掲げる者に該当する者と大阪市が大阪府警察本部から通報を受け、又は大阪市の調査により判明した場合は、大阪市が大阪市暴力団排除条例及び大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づき、大阪市ホームページ等において、その旨を公表することができます。

第4号様式（第10条関係）

大阪市天王寺区役所広告掲出許可書

大阪市指令天企總第　号
年　月　日

使用者
様

大阪市長 ○○ ○○
(担当：天王寺区役所企画総務課)

年　月　日付けをもって申請のあった本市天王寺区役所管理の行政財産を広告掲出のため使用することについては、地方自治法第238条の4第7項の規定に基づき、行政財産の用途・目的を妨げない範囲内で次の条項により許可する。

記

(使用物件)

第1条 使用を許可する物件は、別表一覧とする。

(用途)

第2条 広告掲出の許可を受けた者（以下、「広告掲出者」という。）は、前記の物件を広告掲出の用に供するものとする。

(広告掲出の期間)

第3条 広告掲出の期間は、年　月　日から　年　月　日までとする。

(広告料)

第4条 広告料は、総額　円（消費税及び地方消費税を含む。）とし、別途発する納入通知書により納期限までに納入しなければならない。

2 既納の広告料は還付しない。ただし、市長が特別の事由があると認めるときは、この限りでない。

(延滞金)

第5条 納期限までに広告料を納入しない場合において、督促状の指定期限までに納入しないときは、税外歳入に係る延滞金及び過料に関する条例に基づき計算した延滞金を納入しなければならない。

(広告の作成、掲出及び撤去等)

第6条 広告は広告掲出者の責任及び負担で作成するものとする。

2 広告掲出者は掲出する広告を年　月　日までに、大阪市天王寺区役所企画総務課に提出するものとする。

3 広告の掲出及び撤去に関する作業は原則として広告掲出者が行う。ただし、協議の結果、大阪市が行うこともできることとする。

(広告内容等の修正)

第7条 市長は、広告の内容、デザイン等が各種法令等又は大阪市天王寺区役所広告取扱要綱及び大阪市天王寺区役所広告取扱要領に違反し、あるいはそのおそれがあると判断したときは、広告掲出者に対して広告の内容等の修正を求めることができる。

(広告内容等の変更)

第8条 広告掲出者は、広告の内容等を変更するときは、変更の日の10日前までに大阪市天王寺区役所企画総務課に協議するものとする。

(許可の取消し等)

第9条 次の各号のいずれかに該当するときは、市長は、広告掲出の許可の全部若しくは一部を取り消し、又は新たに条件を付し、若しくは条件を変更することができる。

(1) 偽りその他不正の手段により広告掲出の許可を受けたとき

(2) 広告掲出者が、大阪市財産条例（昭和39年大阪市条例第8号）、大阪市財産規則（昭和39年大

阪市規則第17号)若しくは大阪市行政財産広告取扱規則(平成19年大阪市規則第53号)(以下「条例等」という。)若しくは当該広告掲出の許可に付した条件に違反し、又は条例等に基づく指示に従わないとき

(3) 大阪市天王寺区役所広告取扱要綱第16条のいずれかに該当すると判明したとき

(4) 市長が公益上その他特別の事由があると認めるとき

(広告掲出の取下げ)

第10条 広告掲出者は自己の都合により広告の掲出を取り下げることができる。

2 前項の規定により広告掲出を取り下げるときは、広告掲出者は書面により市長に申し出なければならない。

3 第1項の規定により広告掲載を取り下げる場合は、既納の広告料は還付しない。

(原状回復義務)

第11条 広告掲出の許可の期間が満了し、又は広告掲出の許可を取り消されたときは、広告掲出者は、直ちに、広告又は広告を掲出する物件を撤去し、広告施設を原状に復さなければならぬ。ただし、市長が特別の事由があると認めるときは、この限りでない。

(損害賠償)

第12条 広告掲出者は、その責に帰する理由により、使用物件の全部又は一部を滅失又はき損したときは、当該滅失又はき損による使用物件の損害額に相当する金額を損害賠償として支払わなければならぬ。ただし、使用物件を原状に復した場合は、この限りでない。

2 前項に定める場合のほか、広告掲出者は、本許可書に定める義務を履行しないため本市に損害を与えたときは、損害額に相当する金額を損害賠償額として支払わなければならない。

(維持管理)

第13条 掲出中の広告は、広告掲出者が維持管理を行い、常時適正な状態に保つこととし、これに要する費用は広告掲出者の負担とする。

(広告掲出者の責務)

第14条 広告掲出者は、広告の内容等、掲載された広告に関する一切の責任を負うものとする。

2 第三者から、広告に関連して損害を被った旨の賠償請求がなされた場合は、広告掲出者の責任及び負担において解決することとする。

(疑義の決定)

第15条 本許可の各条項に関し疑義があるときその他物件の使用について疑義を生じたときは、すべて市長の決定するところによる。

(不服申立ての教示)

1 この許可について不服がある場合は、この許可があつたことを知った日の翌日から起算して3箇月以内に、大阪市長に対して審査請求をすることができる。

2 この許可については、上記1の審査請求のほか、この許可があつたことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、大阪市を被告として(訴訟において大阪市を代表する者は大阪市長となる。)、処分の取消しの訴え提起することができる。

なお、上記1の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があつたことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に提起することができる。

3 ただし、上記の期間が経過する前に、この許可(審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決)があつた日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなる。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの許可(審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決)があつた日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合がある。

[別表]第2条関係(大阪市天王寺区役所広告掲出場所等)

1 天王寺区役所指定広告取扱事業者が取り扱う広告

項番	物件名称	所在地
1	天王寺区役所1階 パンフレットラック(12枠)	真法院町20番33号
2	天王寺区民センター パンフレットラック(12枠)	生玉寺町7番57号
3	天王寺区役所1階 ソファー(6枠)	真法院町20番33号
4	区民ギャラリーL型展示ケース広告(3枠)	真法院町20番33号
5	広報紙広告欄・中面(区が指定する部分)(通常6枠及び増ページ)	—
6	広報紙広告欄・最終面(区が指定する部分)(1枠)	—
7	ホームページバナー広告(区が指定する部分)(12枠)	—
8	天王寺区役所 エレベーター内(4枠)	真法院町20番33号
9	天王寺区役所1階 エレベーターホール上部左	真法院町20番33号
10	天王寺区役所1階 エレベーターホール上部右	真法院町20番33号
11	天王寺区役所1階 エレベーターホール左手壁面	真法院町20番33号
12	天王寺区役所1階 エレベーターホール正面壁面	真法院町20番33号
13	天王寺区役所1階 エレベーターホール右手壁面	真法院町20番33号
14	天王寺区役所2階 エレベーターホール左手壁面	真法院町20番33号
15	天王寺区役所2階 エレベーターホール正面壁面	真法院町20番33号
16	天王寺区役所外壁(禁止部分を除く)	真法院町20番33号
17	天王寺区民センター外壁	生玉寺町7番57号
18	天王寺区民センター1階 柱側面	生玉寺町7番57号
19	ポスター、チラシ等に掲載する広告(ただし、取組ごとに取扱を定めてホームページにて周知・募集するもの。)	—

2 大阪市広告事業協力広告代理店が取り扱う広告

項番	物件名称	所在地
1	天王寺区役所地下1階 エレベーターホール上部左	真法院町20番33号
2	天王寺区役所地下1階 エレベーターホール上部右	真法院町20番33号
3	天王寺区役所地下1階 エレベーターホール左手壁面	真法院町20番33号
4	天王寺区役所地下1階 エレベーターホール正面壁面	真法院町20番33号
5	天王寺区役所1階～2階 北階段踊り場壁面(2枠)	真法院町20番33号
6	天王寺区役所2階 エレベーターホール上部左	真法院町20番33号
7	天王寺区役所2階 エレベーターホール上部右	真法院町20番33号

令和7年4月1日現在